

(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構

http://www.jogmec.go.jp

1. 財政投融資を活用している事業の主な内容

金属鉱業等において使用を終了した特定施設に係る鉱害防止工事資金の貸付、公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号)に基づく事業者負担金の負担者に対する鉱害防止負担金資金の貸付等を行っている。

2. 財政投融資計画額等

(単位:億円)

20年度財政投融資計画額	19年度末財政投融資残高見込み
12	63

3. 当該事業の成果、社会・経済的便益など 融資実績等

(単位:億円)

	18年度までの 貸付累計額	18年度末 貸付残高	20年度 貸付計画額
鉱害防止資金融資	311	33	11
鉱害負担金資金融資	173	27	2
計	484	60	13

鉱害防止資金融資は、昭和48年度から平成18年度までの間に190事業場に、鉱害負担金資金融資は、昭和50年度から平成18年度までの間に25地域の事業に融資を行い鉱害防止の着実な実施を行っている。

社会・経済的便益

鉱害防止事業は、重金属等を含む坑廃水の流出を防止すること、又は坑廃水処理を行うことにより、鉱害の発生を防止することを目的としている。

この鉱害を防止するため、環境基本法に基づき、公共用水域の水質についての環境基準を設定し、更に水質汚濁防止法に基づき、排出水の水質について排水基準を設定している。鉱害防止事業を実施することにより、坑廃水を同基準に適合した状態に処理した後(下記例)放流している。環境基準等をクリアすることにより国民の健康の保護、生活環境の保全に寄与している。

・鉱害防止資金融資事業 坑廃水処理の例

重金属の区分	坑廃水	排水基準	処理後
PH	3.2	5.8~8.6	7.4
鉛	0.042mg/l	0.1mg/l以下	0.005mg/l未満
カドミウム	0.032mg/l	0.1mg/l以下	0.001mg/l
銅	7.13mg/l	3mg/l以下	0.11mg/l

・鉱害負担金資金融資事業

農用地の土壌の特定有害物質による汚染の除去等の措置を講ずることにより農産物の生産が可能となる。これに伴う経済的効果(石油天然ガス・金属鉱物資源機構推計例:事業終了時 約12億円/年)をもたらす。

4. 当該事業に関する政策コスト分析の試算値

[政策コスト]

(単位:億円)

区 分	19年度	20年度	増 減
1.国からの補助金等	6	5	1
2.国への資金移転	1	1	0
1~2 小計	5	4	1
3.国からの出資金等の機会費用分	0	0	+0
1~3 小計	5	4	1
4.欠損金の減少分	-	-	-
1~4 合計=政策コスト(A)	5	4	1
分析期間(年)	16	16	-

[投入時点別政策コスト内訳]

(単位:億円)

区 分	19年度	20年度	増 減
(A) 政策コスト(再掲)	5	4	1
分析期首までに投入された 出資金等の機会費用分	-	-	-
分析期間中に新たに見込ま れる政策コスト	5	4	1
国からの補助金等	6	5	1
国への資金移転	1	1	0
剰余金等の増減に伴う 政策コスト	0	0	+0
出資金等の機会費用分	-	-	-

[経年比較分析]

(単位:億円)

区 分	19年度	20年度	増 減
(A) 政策コスト(再掲)	5	4	1
(A') (A)を19年度分析と同じ前提 金利で再計算した政策コスト	5	4	1
(B) (A')のうち20年度以降に発生 する政策コスト	3	4	+1

20年度の政策コストは4億円である。19年度と20年度の前提金利の変化による影響を捨象し、20年度以降に発生する政策コストを比較すると、実質的な政策コストは19年度から1億円増加したと分析される。このような実質的なコスト増は、以下のような要因によるものと考えられる。

- ・20年度新規融資分によるコスト増(+1億円)

[発生要因別政策コスト内訳]

(単位:億円)

(A) 20年度政策コスト(再掲)	4
繰上償還	-
貸倒	-
その他(利ざや等)	4

[前提条件を変化させた場合]

(単位:億円)

変化させた前提条件とその変化幅	政策コスト(増減額)
貸付及び調達金利+1%	(割引率変化なし) (割引率変化あり)
	4 (0) 4 (0)
増減額のうち機会費用の増減額	- -

<参考>

補助金・出資金等の20年度予算計上額

補助金等: 1 億円
出資金等: - 億円

5. 分析における試算の概要及び将来の事業見通し等の考え方

鉱害防止融資事業(鉱害防止資金及び鉱害負担金資金の貸付事業)を試算の対象としている。

既往の貸付金残高63億円(平成19年度末予定額)に加え、平成20年度の事業計画(13億円)に基づき貸付を実行した場合について試算している。

分析期間は、既往の貸付金に加え平成20年度の事業計画に基づく貸付金が全て回収されるまでの16年間(平成19年度は16年間)となっている。

機構の貸付金については平成20年度の貸付金13億円を15年で回収することとしている。

貸倒については、昭和60年度から平成12年度まで発生しておらず、また、貸付に当たり十分な担保、親保証等を徴していることから見込んでいない。なお、平成15年度の貸倒償却については、貸付に際して徴した担保物件を過去5回競売にかけたものの応札者がなかったこと、並びに連帯保証人が無資産状況であることから、債権の回収は困難であると判断し貸倒償却を行った。平成18年度末における、破産更生債権等の残高はない。民間の企業会計原則に準拠して経理した場合の貸倒引当金は担保等により回収が見込まれるので計上していない。なお、独立行政法人化以前の貸倒引当率は15/1000で推移していた。

繰上償還については、ほとんど発生しておらず、直近では平成4年度に事業終了に伴い会社を解散した特殊なケース(1社)が発生しているのみであり、分析上見込んでいない。

以上のような考え方の下に、設定された前提条件に従って、当該事業の遂行に必要な補助金等を試算した。

年 度	(実績)				(見込み(計画))		(試算前提)
	15	16	17	18	19	20	21～35
繰上償還率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	同左
貸付金償却率	0.35%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	同左

6. 補助金等が投入される理由、仕組み、国庫納付根拠法令等

鉱山会社等は、閉山後、採掘による事業収入がない中で収益性のない半永久的な鉱害防止事業を実施する必要があり、鉱害防止事業資金の確保が問題となる。このため、当機構で必要な事業資金の供給を長期・低利かつ固定金利で行うため、一般会計から利子補給金及び運営費交付金を受け入れてきた。ただし、利子補給金については平成19年度以降受け入れていない。

(根拠法令等)

・利子補給金については根拠法令はない(予算措置)が、鉱害防止事業が円滑に実施されるよう金属鉱業等鉱害対策特別措置法においてその資金の確保等について定められている。

(金属鉱業等鉱害対策特別措置法第6条(資金の確保))

国は、採掘権者又は租鉱権者が鉱害防止事業計画に基づいて鉱害防止事業を実施するために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

・運営費交付金については、独立行政法人通則法第46条(財源措置)において定められている。

・国庫納付については、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第13条3項において定められている。

(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法)

第13条 機構は、前条第1号から第3号までに掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第29条第2項第1号に規定する中期目標の期間(以下この項及び第7項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第30条第1項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第11条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第1項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

7. 特記事項など

政策コストの分析にあたっては、金属鉱業一般勘定のうち財政投融資対象事業に係るコストのみを分析の対象としている。

「特殊法人等整理合理化計画」および「石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律」並びに「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」により、金属鉱業事業団と石油公団が統合し、平成16年2月29日に新たに設立された独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が金属鉱業事業団の業務を承継しており、本分析対象である鉱害防止融資事業の政策コスト分析を行っている。

これまでの政策コストの推移は以下の通り。

13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
6億円	6億円	5億円	6億円	6億円	5億円	5億円	4億円

注) 15年度以前については金属鉱業事業団の政策コスト額である。

(参考) 貸借対照表、損益計算書

貸借対照表(金属鉱業一般勘定)

(単位: 百万円)

区分	18年度末実績	19見込	20計画	区分	18年度末実績	19見込	20計画
(資産の部)				(負債及び純資産の部)			
流動資産	2,316	1,626	1,441	流動負債	1,641	880	827
現金及び預金	803	642	609	運営費交付金債務	430	-	0
有価証券	160	47	0	預り補助金等	71	0	0
売掛金	94	0	0	1年内返済長期借入金	858	824	823
前渡金	18	0	0	買掛金	36	0	0
仮払金	0	0	0	未払金	126	0	0
前払費用	0	0	0	未払費用	10	7	4
未収収益	4	4	4	未払消費税等	82	49	0
短期貸付金	982	933	828	預り金	14	0	0
未収入金	256	0	0	仮受金	14	0	0
固定資産	5,513	5,794	6,231	固定負債	5,265	5,599	5,948
有形固定資産	473	434	399	資産見返負債	182	152	126
建物	408	389	370	長期借入金	5,068	5,444	5,821
車両運搬具	5	8	6	長期未払金	15	4	1
工具器具備品	61	37	23	(負債合計)	6,905	6,479	6,776
無形固定資産	1	1	1	資本金			
投資その他の資産	5,039	5,360	5,831	政府出資金	899	899	899
投資有価証券	47	0	0	資本剰余金	34	41	48
長期貸付金	4,944	5,311	5,783	資本剰余金	5	5	5
敷金・保証金	48	49	49	損益外減価償却累計額()	29	37	43
				利益剰余金	59	84	46
				前中期目標期間繰越積立金	-	-	24
				積立金	37	59	-
				当期末処分利益	22	24	22
				(うち当期総利益)	(22)	(24)	(22)
				(資本合計)	924	-	-
				負債・資本合計	7,829	-	-
				(純資産合計)	-	941	897
資産合計	7,829	7,420	7,672	負債・純資産合計	-	7,420	7,672

損益計算書(金属鉱業一般勘定)

(単位: 百万円)

区分	18年度実績	19見込	20計画	区分	18年度実績	19見込	20計画
(費用の部)				(収益の部)			
経常費用	7,305	7,848	6,337	経常収益	7,325	7,873	6,359
業務経費	3,919	5,416	5,095	運営費交付金収益	3,690	4,296	3,853
受託経費	2,461	1,678	512	業務収入	136	125	130
一般管理費	530	591	616	補助金等収益	628	1,505	1,831
財務費用	131	115	115	受託収入	2,461	1,678	512
雑損	265	48	0	財務収益	5	10	4
臨時損失	363	0	0	資産見返運営費交付金戻入	14	25	15
固定資産売却損	217	0	0	資産見返補助金等戻入	217	11	11
たな卸資産売却損	5	0	0	雑益	175	223	4
その他の臨時損失	141	0	0	臨時利益	365	0	0
当期総利益	22	24	22	固定資産売却益	2	0	0
				資産見返寄附金戻入	146	0	0
				資産見返補助金等戻入	217	0	0
合計	7,691	7,873	6,359	合計	7,691	7,873	6,359

(注) 1. 19見込及び20計画額は、「会社法」の施行に伴い改訂された独立行政法人会計基準に沿って作成している。

2. 貸借対照表の負債及び純資産の部の18年度末実績額は、負債及び資本の部である。

3. 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。